（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第九条中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第二十九条　働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第三号中「平成三十五年四月一日」を「令和五年四月一日」に改める。

附則第三条第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第十条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部改正）

第三十条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）附則第二項の改正規定中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第九条のうち社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の四の改正規定中「第四十七条の七第一項」を「第七十四条の七第一項」の下に「、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十条の六第一項」を加え、「第四十七条の七第一項」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

別表第一第十八号中「（昭和四十一年法律第百三十二号）」を削る。

（罰則に関する経過措置）

第三十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十五号

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

（国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第一条　国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十一年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

7　前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、公社に対し、五億六千百十八万八千合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

第二条第一項中「及び第六項」を「から第七項まで」に改める。

（国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第二条　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

20　前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千五億二千二百十五万円の範囲内において、出資することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十四号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一号中「オーストリア」の下に「、北マケドニア」を加え、「、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を削る。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三